平成２３年（フ）第１４７号
北海道旭川市緑が丘４条４丁目１番地の２
道住77Ｒ９―36号
債務者　寺坂　重則
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４８号
北海道旭川市末広２条１丁目４番25号　笠原アパート
債務者　本間三枝子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４９号
北海道旭川市２条通22丁目１番地の133　美園マンション１号棟―402号室
債務者　裏地　　恵
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５０号
北海道上川郡東川町北町３丁目１番18号　アルテミス２―103
債務者　伊藤　和明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６２号
東京都八王子市鑓水２丁目82番地６―1005
債務者　吉沢　浩司
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６３号
東京都八王子市鑓水２丁目82番地６―1005
債務者　吉沢　咲子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６９号
東京都八王子市南大沢５丁目20番地11―401
債務者　小林　道久
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４７０号
東京都東大和市桜が丘４丁目336番地の１桜が丘ハイツ201号
債務者　橋口　輝久
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５００号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地82―302
債務者　大塚美津子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
栃木県那須塩原市西新町118番地371　ブリティッシュハイツＢ―203号、住民票上の住所栃木県那須塩原市黒磯幸町３番26号
債務者　曽村　真也
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第４５９号
東京都国分寺市泉町２丁目５番１―407号西国分寺ゆかり参番街
債務者　織田　京司
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４９４号
東京都東大和市向原５丁目1073番地の２向原パークマンション205号
債務者　大屋敷俊幸
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４９５号
東京都東大和市向原５丁目1073番地の２向原パークマンション205号
債務者　大屋敷ゾジマラチカこと　オオヤシキゾジマラチカ
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７４１号
横浜市磯子区久木町６番14号
債務者　井上　裕介
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９９号
神奈川県高座郡寒川町宮山975番地　県営新橋住宅４―501号
債務者　関　　龍雄
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部